

令和7年9月4日

署名議員 番
番

令和7年9月中札内村議会定例会議案

中 札 内 村

提 出 議 案 目 次

番 号	件 名
報告第 3 号	損害賠償額の決定についての専決処分の報告について
報告第 4 号	令和 6 年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
承認第 3 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第 3 8 号	中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 3 9 号	中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 4 0 号	中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 4 1 号	中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 4 2 号	中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 4 3 号	中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 4 号	中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 5 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 6 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 7 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第 4 8 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第 4 9 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第 5 0 号	財産の購入について
議案第 5 1 号	工事請負契約の締結について
議案第 5 2 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算について

議案第 5 3 号	令和 7 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
議案第 5 4 号	令和 7 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
議案第 5 5 号	令和 7 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について
認定第 1 号	令和 6 年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	令和 6 年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号	令和 6 年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号	令和 6 年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号	令和 6 年度中札内村簡易水道事業会計決算認定について
認定第 6 号	令和 6 年度中札内村公共下水道事業会計決算認定について

令和 7 年 9 月 4 日提出

中 札 内 村 長 川 尻 年 和

報告第4号

令和6年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

記

1 健全化判断比率

健全化判断比率	令和6年度（％）	早期健全化基準（％）
① 実質赤字比率	—	15.00
② 連結実質赤字比率	—	20.00
③ 実質公債費比率	5.6	25.0
④ 将来負担比率	—	350.0

備考 「—」は、実質収支及び連結実質収支、将来負担が黒字であることを示す。

2 資金不足比率

資金不足比率	令和6年度（％）	経営健全化基準（％）
簡易水道事業会計	—	20.0
公共下水道事業会計	—	20.0

備考 「—」は、実質収支が黒字であることを示す。

承認第 3 号

令和 7 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

議案第 38 号

中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

中札内村公平委員会委員に、次の者を選任したいので議会の同意を求める。

記

議案第 39 号

中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

中札内村公平委員会委員に、次の者を選任したいので議会の同意を求める。

記

議案第40号

中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

中札内村公平委員会委員に、次の者を選任したいので議会の同意を求める。

記

議案第 4 1 号

中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

中札内村教育委員会委員に、次の者を任命したいので議会の同意を求める。

記

議案第 4 2 号

中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

中札内村教育委員会委員に、次の者を任命したいので議会の同意を求める。

記

議案第43号

中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例

中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第23号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第23号）の一部を次のように改正
する。

第4条第1項中「及び村」を「、村」に改め、「利用事務」の次に「並びに村の執行機関が第4
項の規定により同項に規定する住登外者宛名情報であって当該執行機関が保有するものを利用して
行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務」を加え、同条中第4項
を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 村の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理
するために必要な限度で、村の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登
外者（村の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付
番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管
理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって当該執行機関が保有するものを利
用することができる。

別表第1に次のように加える。

4 村長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務で あって規則で定めるもの
------	---

別表第2中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年
法律第152号）による医療」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組
合法（昭和37年法律第152号）による医療」に、「保険料の徴収に関する情報であって」を「保険料
の徴収に関する情報又は住登外者宛名情報であって」に、「地方公務員等共済組合法（昭和37年法
律第152号）又は高齢者」を「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、高齢者」に改め、
「いう。）」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、「医療保険給付関係情報であって」を「医
療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第45号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第17条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成20年条例第3号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第46号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項の」を「から第3項まで及び第6項の」に改める。

第17条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。次条において同じ。）

第18条の見出し中「部分休業の承認」を「第1号部分休業の承認」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第18条第2項中「しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき。 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき。 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 4 7 号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「（11）」を「（10）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第48号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第49号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第72号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 5 0 号

財産の購入について

次のとおり財産を購入する。

記

- | | | |
|---|---------|----------------------------|
| 1 | 名 称 | 大規模草地育成牧場備品（牽引式スプレーヤー）購入業務 |
| 2 | 購 入 品 目 | 牽引式ブームスプレーヤー 1 台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 購 入 金 額 | 円 |
| 5 | 購 入 先 | |

議案第 51 号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|----------------|
| 1 | 契約の名称 | 防災行政無線放送卓等更新工事 |
| 2 | 契約の方法 | |
| 3 | 契約の金額 | 円 |
| 4 | 契約の相手方 | |

議案第 5 2 号

令和 7 年度中札内村一般会計補正予算について

令和 7 年度中札内村一般会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 53 号

令和 7 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

令和 7 年度中札内村介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 5 4 号

令和 7 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について

令和 7 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 55 号

令和 7 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

令和 7 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

認定第 1 号

令和 6 年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度中札内村一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定第2号

令和6年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定第 3 号

令和 6 年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定第 4 号

令和 6 年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定第 5 号

令和 6 年度中札内村簡易水道事業会計決算認定について

令和 6 年度中札内村簡易水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定第 6 号

令和 6 年度中札内村公共下水道事業会計決算認定について

令和 6 年度中札内村公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。